

陸奥国と行方郡

律令国家は地方を国・郡・里という行政区に編成し、そこに国衙・郡衙などの役所を設け支配を広げていくが、蝦夷がおり蝦夷との境界に城柵を築き北へ進んでいく。

陸奥国成立当初の陸奥国の所管郡は不明。養老2年(718)陸奥国は石城国(福島県浜通り)・石背国(福島県西半)・陸奥国(宮城県南半)の三分割され、数年で合併し陸奥国となり、この地方は「行方郡」と呼ばれる。

行方郡

養老2年(718)5月2日「割二陸奥國之石城・標葉・行方・宇太・亘理、常陸國之菊多六郡一、置=石城国。(陸奥国の石城・標葉・行方・宇太・亘理・常陸国に菊多の六郡を分離して石城国を設置した)」という記事が『続日本紀』に記されている。

また、行方団は『続日本紀』弘仁6年(815)の条に見られるが、多賀城跡の漆紙文書で宝龜11年(780)「行方団の指揮官上野毛朝臣」からの食料請求の文書が出土していることから少なくとも780年には行方団が機能していたことがわかる。



律令時代の東北地方

税制度

律令国家のもとでは、人々に土地が与えられる一方、多くの負担が課せられた。

租・庸・調等の物納、労役、防人、などの軍役である。租は田一段につき稲2束2把(現在の約9kg)で、当時の公定収穫量72束の約3%とされている。



漆紙文書

漆紙文書の赤外線写真

宮城県多賀城跡調査研究所蔵

律令時代の税制度

	正丁 (21-60歳)	次丁(老丁) (61-65歳)	中男(少丁) (17-20歳)
租	1段につき稲2束2把(706年より1束5把) (収穫量の約3%)	同じ	同じ
課 物納税	<ul style="list-style-type: none"> 年10日の労働(労役) 代わりに布2丈6尺 	5日 (布1丈3尺)	なし
調	<ul style="list-style-type: none"> 正規の調一斛・あしきめ8尺5寸 ※8面、絹1斤、布2丈6尺高のうら1種 ◆雑物は調料でない限り—その他の特産物34種 	正丁の1/2	正丁の1/4
調納物	調の付加物 染料、漆、漆調染料 苧麻など(717年廃止)	なし	なし

	正丁 (21-60歳)	次丁(老丁) (61-65歳)	中男(少丁) (17-20歳)
役 (労働税)	<ul style="list-style-type: none"> 年60日以下の労役 	30日以下	15日以下
雑徭	なし	なし	なし
兵役	正丁3人に1人の割合で徴兵 軍団・衛士(1年)・防人(3年)に配属	なし	なし
仕丁	50戸ごとに正丁2人(3年間)	なし	なし
雑税	<ul style="list-style-type: none"> 春に稲を蒔き、秋に利息をつけて返納 (年利息は公出等5割) はじめ農民救済→のち強制貸付となる 	同じ	同じ
出挙	<ul style="list-style-type: none"> 凶作にそなえ、毎年一定額の粟等の穀物を 倉庫に納める 	同じ	同じ
簡倉	(9等級の戸に比し2石-1斗)	なし	なし